

2021年 5月27日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）
舞田 正志

2021年度 6月以降における授業等の実施方法について（通知）

5月末までの授業については、ご承知のとおり、原則遠隔授業で実施することとし、理事（教育・国際担当）が真にやむを得ないと判断する場合は対面授業の実施を可とする、という運用を行っております。

緊急事態宣言が発出されてから5週間が過ぎ、あと1週間程度で予定された期間が過ぎようとしておりますが、変異株の流行もあって、いまだに毎日一定数の感染者が出ている状況で、6月20日まで再々延長する話も聞こえてきます。

そこで、本学としては、東京都の感染状況に鑑み、学生やその家族並びに教職員の安全確保のため、別紙のとおり対応することとします。ただし、緊急事態宣言のさらなる延長等があればこの実施方針を変更する可能性もありますので、授業の実施方法について柔軟に対応できるよう準備をお願いします。

また、入構制限については、学位論文研究実施のため学部4年生や大学院生の入構を一定の条件の下で認めることとします。詳細については別紙を確認してください。

なお、授業の実施方法等の変更がある場合には、学務システム（LiveCampus）等で学生にその旨を周知してください。（詳細については、4月23日付け「[緊急事態宣言発令（2021年4月23日）等に伴う授業の実施について](#)」を参照してください。）

教員のみなさまには、何度も授業形態の変更をお願いするなどご負担をおかけしておりますが、このコロナ禍の影響を最小限に抑えつつ、学生の学修意欲を落とさないよう授業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。さらに、遠隔授業期間中の学生の孤立感に配慮し、適宜、双方向のリアルタイムによる質疑応答等を行うなど、学生とのコミュニケーションを図っていただくよう併せてご協力をお願いいたします。

2021年度6月以降における授業等の実施方法について

I 授業関係

1 2021年度4月～5月末における授業形態

(1) 前学期当初（4月1日～4月24日（12日～24日（←5月11日）まん延防止等重点措置の発出時含む。））

- 【対応レベル1】感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則とする。その上で、感染症拡大防止の観点から、遠隔授業での対応が可能なものや、むしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨する。
- 【入構制限】学生の大学構内への立ち入りは制限しないが、入構時に学生証の提示を求める。

(2) 緊急事態宣言発出時（4月25日～5月11日）

- 【対応レベル2】感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則としつつ、学生や教職員の安全確保のため、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強く願う。
- 部長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。
- 【入構制限】学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り届出により許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

(3) 緊急事態宣言延長発出時（5月12日～5月31日）

- 【対応レベル3】遠隔授業で実施することを原則とする。
- 理事（教育・国際担当）が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。
- 【入構制限】学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り届出により許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

2 2021年度6月以降における授業形態への措置

(1) 緊急事態宣言再延長発出時

- 1) 6月1日～6月13日
【対応レベル3】を継続する。
- 2) 6月14日～6月30日（感染状況が悪化していなければ）
【対応レベル2】に移行する。
- 3) 7月1日以降（感染状況が悪化していなければ）
【対応レベル1】に移行する。

(2) 緊急事態宣言解除時（緊急事態宣言の解除後、まん延防止等重点措置の発出時を含む。）
緊急事態宣言が解除された場合、授業の実施についての制限は、次のとおりとする。

1) 6月1日～6月13日

【対応レベル2】を継続する。

2) 6月14日以降（感染状況が悪化していなければ）

【対応レベル1】に移行する。

※ 授業の実施についての制限の全面的な解除は、改めて決定するものとする。

3 2021年度6月以降における入構制限措置

(1) 緊急事態宣言再延長発出時

1) 6月1日～6月13日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り届出により許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

2) 6月14日～6月30日（感染状況が悪化していなければ）

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、学位論文研究を実施する学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り届出により許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

※ 研究室等で研究を行うにあたっては、3密対策をしっかりと講じ、各研究室の床面積や形状などの状況に応じた学生数で行い、それを超えようとする場合もローテーションを組むなど、適切に対応する。

※ 入構人数や入構時間など、申請の状況と実際の状況とに乖離が見られるなど、不適切な申請を行った研究室は、一時的に入構申請を不受理とすることがある。

なお、入構申請や守衛所での入構者確認は現行どおりの方法で実施し、守衛所における入構時刻・出構時刻の記録と申請内容との照合は部門長が行う。

3) 7月1日以降（感染状況が悪化していなければ）

入構制限を解除する。

(2) 緊急事態宣言解除時（緊急事態宣言の解除後、まん延防止等重点措置の発出時を含む。）

1) 6月1日～6月13日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、学位論文研究を実施する学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り届出により許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

2) 6月14日以降（感染状況が悪化していなければ）

入構制限を解除する。